

令和6年第3回定例会議案説明資料

(条例議案)

- 1 議案第81号 千葉市前澤友作アートのまちづくり基金条例の制定について … P 2

【議案第81号】

千葉市前澤友作アートのまちづくり基金条例の制定について

議案書 P5、6

1 目的

アートを活用した創造的な地域空間・地域活動の創出を図るため、基金を設置する。

2 経緯

令和5年度、本市でも企業活動を行ってきた実業家である前澤友作氏から、「千葉市の芸術文化振興（美術品等の取得も含む）のために活用し、市民のみなさまがよき芸術文化へ触れる機会づくりにお役立てください。」との意向をもって、千葉市文化基金に寄付があった。

本市としては、千葉市基本計画の「未来のまちづくりに向けた戦略的視点」である「ゆとりを生み・活かす創造的なまちづくり」のもとで第3次千葉市文化芸術振興計画を推進するとともに、寄付者の意向も踏まえ、新たな基金を設置するもの。

3 積立額

新基金への積立金	14億3,671万8千円
内訳：① 前澤氏からの文化基金への寄付額	14億3,600万円
② ①に対する運用益（見込額）	71万8千円

4 基金の活用

- (1) アートを活用した創造的な地域空間の整備と創造的な地域活動を一体的に創出するための政策間連携・官民連携による取組みを対象とする。
- (2) まちづくりに活用するアートは、現代アートを主とする美術とする。

5 施行期日

公布の日

千葉市前澤友作アートのまちづくり基金条例

(設置)

第1条 アートを活用した創造的な地域空間及び地域活動の創出を図るため、千葉市前澤友作アートのまちづくり基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる金額は、市の積立金額及び市長が基金への積立てを適当と認める寄附金額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を各会計の歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、本市におけるアートを活用した創造的な地域空間及び地域活動の創出に必要な経費の財源に充てる場合に限り、予算の定めるところにより、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。